

## 議案第25号説明資料

平成29年11月議会

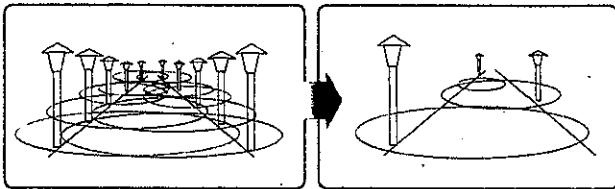
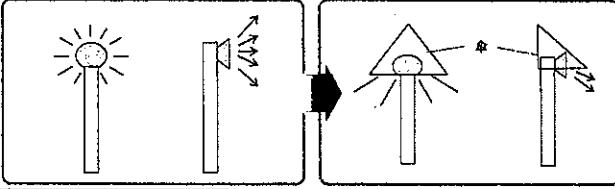
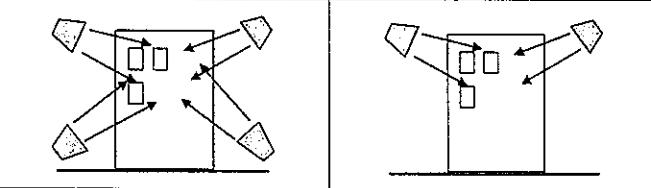
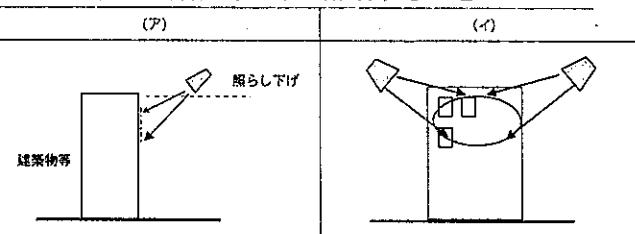
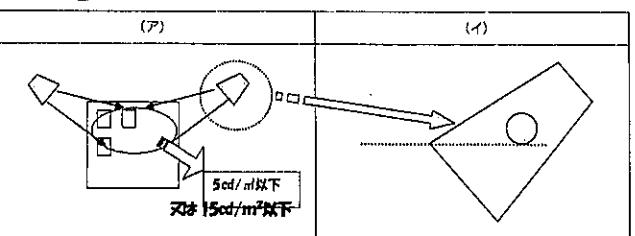
鳥取県星空保全条例の星空保全照明基準について

生活環境部

V

d

鳥取県星空保全条例資料 「星空保全照明基準」の基本項目・基準（案）…規則で定める

照明器具の種類・項目		基準						
屋外照明器具 【定義】道路、駐車場、庭園その他オーナメント等において、必要な明るさを確保する目的で、屋外において設置し、使用する照明器具	位置等	照明の目的を達成するのに必要な最小限の箇所に設置して使用しなければならない。 						
建築物等を照らす照明器具 【定義】建築物や工作物等の外観を照射する照明器具	向き等	(ア) 下表左欄の地域類型ごとに、垂直に設置した場合の上方光束比が同表右欄の値となる照明器具を、当該値以下となる向きに設置し、使用しなければならない。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: left;">指定しようとする場所の地域類型</th><th style="text-align: center;">上方光束比</th></tr> <tr> <td>里地、郊外</td><td style="text-align: center;">5%以下</td></tr> <tr> <td>市街地</td><td style="text-align: center;">15%以下</td></tr> </table> (イ) (ア)以外の照明器具を設置し、使用する場合は、光源の下端と照明器具の上部の傘その他の遮へい物の縁を結ぶ線が水平以下となるよう照明器具の上部に傘その他の遮へい物を設置し、上方に光が漏れないようにしなければならない。 	指定しようとする場所の地域類型	上方光束比	里地、郊外	5%以下	市街地	15%以下
指定しようとする場所の地域類型	上方光束比							
里地、郊外	5%以下							
市街地	15%以下							
建築物等を照らす照明器具 【定義】建築物や工作物等の外観を照射する照明器具	位置	必要最小限の箇所に設置し、使用しなければならない。 						
建築物等を照らす照明器具 【定義】建築物や工作物等の外観を照射する照明器具	向き等	次の要件を満たすよう設置し、使用しなければならない。 (ア) 下向き照射とすること (イ) 照射する建築物等のみを照射すること 						
建築物等を照らす照明器具 【定義】建築物や工作物等の外観を照射する照明器具	その他	次の要件を満たすよう設置し、使用しなければならない。 (ア) 照射される建築物等の表面の輝度は、下表左欄の地域類型ごとに右欄の値以下としなければならない。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: left;">指定しようとする場所の地域類型</th><th style="text-align: center;">照射される建築物等の表面の平均輝度</th></tr> <tr> <td>里地、郊外</td><td style="text-align: center;">5cd/m<sup>2</sup>以下</td></tr> <tr> <td>市街地</td><td style="text-align: center;">10cd/m<sup>2</sup>以下</td></tr> </table> (イ) 光源の下端と照明器具の上部の傘その他の遮へい物の縁を結ぶ線が水平以下となるよう照明器具の上部に傘その他の遮へい物を設置し、上方に光が漏れないようにすること 	指定しようとする場所の地域類型	照射される建築物等の表面の平均輝度	里地、郊外	5cd/m <sup>2</sup> 以下	市街地	10cd/m <sup>2</sup> 以下
指定しようとする場所の地域類型	照射される建築物等の表面の平均輝度							
里地、郊外	5cd/m <sup>2</sup> 以下							
市街地	10cd/m <sup>2</sup> 以下							

広告物照明器具 【定義】 広告物への外部からの照射又は広告物自体が発光、又は内部から発光させることを目的として設置し、使用する器具	向き等	<p>広告物を外部から照射する場合、次の要件を満たすよう設置し、使用しなければならない。</p> <p>(ア)下向き照射とすること (イ)広告物のみを照射すること</p>					
	その他	<p>(ア) 広告物面の輝度を、下表左欄の地域類型ごとに右欄の値以下としなければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指定しようとする場所の地域類型</th><th>広告物面の平均輝度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>里地、郊外</td><td>400cd/m<sup>2</sup>以下</td></tr> <tr> <td>市街地</td><td>800cd/m<sup>2</sup>以下</td></tr> </tbody> </table> <p>(イ)次のいずれかの要件を満たすよう設置し、使用しなければならない。</p> <p>a 光源の下端と照明器具の上部の傘その他の遮へい物の縁を結ぶ線が水平以下となるよう照明器具の上部に傘その他の遮へい物を設置し、上方に光が漏れないようにすること。</p> <p>b 広告物自体を内部から発光させる場合、ネオンサイン、液晶ディスプレイその他の広告物で自らが発光する場合は、広告物の中心と広告物の上部の傘その他の遮へい物の縁を結ぶ線が水平以下となるよう広告物の上部に傘その他の遮へい物を設置し、上方に光が漏れないようにすること</p>	指定しようとする場所の地域類型	広告物面の平均輝度	里地、郊外	400cd/m <sup>2</sup> 以下	市街地
指定しようとする場所の地域類型	広告物面の平均輝度						
里地、郊外	400cd/m <sup>2</sup> 以下						
市街地	800cd/m <sup>2</sup> 以下						